

次代につなぐ持続可能なあま市を目指して
—都市計画税の活用による「安全・安心・快適なまちづくり」—

- 1 日 時 2024年11月16日（土）午前10時から正午頃まで
- 2 場 所 甚目寺公民館
- 3 参加者 46名
- 4 内 容
 - (1) あいさつ
 - (2) 資料説明
 - (3) 質疑応答

【質疑応答要旨】

	質問等要旨	回答要旨
1	現在の森ヶ丘公園における駐車場整備は利用者のことを考えていないのではないか。	森ヶ丘公園は、近隣の方が利用される街区公園をコンセプトとしているため、駐車場につきましては多くの台数を確保しておりません。 いただいた御意見につきましては、都市計画税を導入することになった際の公園整備における参考とします。
2	市内の道路整備、特に県道の整備に時間がかかりすぎているのではないか。	県道整備につきましては、愛知県への要望や事業協力等を行っており、引き続き市としても着実に進むよう連携していきます。
3	職員数が多すぎであり、財政負担になっているのではないか。	近隣の、津島市、愛西市、弥富市、清須市、北名古屋市と比較しますと、市民の方お1人に対する本市の職員数は下から2番目であり、決して職員の数が多いという状況ではありません。
4	他市町に比べ、賃貸住宅における賃貸料を低くしないと入居者がおらず、あま市には魅力が欠けているのではないか。	市としましてもあま市の賃貸料が安いという状況は認識しています。 都市計画税の導入による都市基盤整備により、宅地等の流動性を高めていき、あま市のブランド力を上げていきたいと考えています。

	質問等要旨	回答要旨
5	不動産の課税標準額について、モデルケースでは600万円と想定されているが、大体どれくらいの面積のものを想定しているのか。 税額を低くみせるために600万円としているのではないか	モデルケースにおける600万円の課税標準額につきましては、軽減措置を適用した際に割り切れる数値として採用したものであり、面積につきましてはの想定はしておりません。 実際の課税標準額は、個々で所有されている不動産の面積や区分により差異が生じるものとなります。
6	都市計画税は、市街化区域内の不動産を対象とし、市街化調整区域の不動産は対象とならないとのことだが、農地を考えた場合、市街化区域内と市街化調整区域内では固定資産税だけでも負担が大きく違うなかで、さらに都市計画税を課すことは不公平ではないか。	地方税法第702条第1項において、課税対象となるのは「市街化区域内に所在する土地及び家屋」と規定されており、当該不動産を市民の皆さまが所有されている場合において課税対象から除外できる例外規定がありません。 そのため、市街化区域内における土地及び家屋に対して一律課税することとなりますので、御理解いただきますようお願いいたします。
7	市街化区域において、森区や小路区では過去に地権者が減歩等の負担をし、区画整理事業や雨水排水整備、公園整備を実施している。 このような地区に対し、都市基盤整備のための都市計画税を課税し、さらに負担を求めるのはおかしいのではないか。	地方税法における都市計画税の制度上、市街化区域の一部のみ課税することはできません。 過去の区画整理や整備により、現在は綺麗に都市基盤整備がされている状況であるとしても、下水道（汚水）の整備は進めることが出来ていません。 また整備済の公園等の都市基盤整備の更新は必ず必要となることから、都市計画税の御負担を市街化区域全域にお願いしたいと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

	質問等要旨	回答要旨
8	税額のモデルケースとして、農家にもわかるように1反あたりの金額で算出して説明することはできないのか。	モデルケースにおける600万円の課税標準額につきましては、軽減措置を適用した際に割り切れる数値として採用したものであり、面積につきましてはの想定はしておりません。 実際の課税標準額は、個々で所有されている不動産の面積や区分により差異が生じるものとなります。 今後、周知等の際の機会をとらえて、個々の状況に合わせた税額をお示しすることにつきまして検討を進めていきます。
9	都市計画税の導入の趣旨は理解できたが、具体的にどのようなことを、幾らの事業費でやっていく必要があるのかというのがわからないため、税率を上限である0.3%に設定する必要があるのか。	都市計画税導入後の事業スケジュールにつきましては、令和9年度より、近年頻発しているゲリラ豪雨等による浸水被害を防ぐため、排水施設や雨水貯留施設の整備を新規に着手する予定です。 なお、昨年、排水基本計画を石作・新居屋区そして下萱津・中萱津・上萱津区で試算したところ、排水事業の総額は190億と算定されています。 また、既存の下水道（汚水）事業につきましては、整備が未完了の甚目寺地区や七宝地区にいて事業の充実加速化を図りたいと考えています。 さらに、公園整備や街路整備につきましても整備を進めて参りたいと考えています。 そのようななか、税率0.3%として都市計画税を御負担いただいた場合に見込まれる税収は、年間9億円程度となっていますので、事業の規模等を踏まえますと税率は上限の0.3%とすることが必要になると考えています。

	質問等要旨	回答要旨
10	歳出削減の取組について、指定管理者制度を更に拡大していく考えはあるのか、	指定管理者制度は、あま市民病院において導入をしており、令和元年度から令和5年度までに累計で約21億円の歳出削減効果を生み出しています。 他の各種公共施設につきましても、引き続き研究を行い、指定管理者制度の導入による歳出削減に取り組んでいきたいと考えています。
11	庁舎解体費用が市況価格の4倍近くになっているとの話を聞いたことがあるが適切に行われているのか。	公共事業実施の際の積算に当たっては、国や県の定めた基準に基づき、積算の基礎となる物価資料における価格と市況価格を見比べながら積算を行う形になります。 積算により、予定価格や設計金額を設定し、入札により価格を決定するという形式をとらざるを得ないことから、どうしても民間の市況価格より割高になってしまう傾向にあります。
12	子どもの数が減少しているなかで、福祉に関する支出が拡大しているとあるが、具体的にはどのような理由であるのか。	扶助費の増加につきましては、障がい福祉サービスの事業者数や利用者数の増加が大きな要因となっています。 事業者数は、平成29年度では64事業者でしたが、令和5年度では126事業者と2倍近く増加しています。 特に、障がい児通所支援サービスにおける児童発達支援サービスや放課後等デイサービスに係る事業者が大きく増加しています。 また、利用者数は、平成25年度の延べ6,770人に対しまして、令和5年度では延べ21,224人となっており、3倍以上の増加となっています。 こうした障がい福祉サービスの事業者数や利用者数の増加が、扶助費の伸びの大きな要因であると分析しています。

	質問等要旨	回答要旨
13	都市計画税導入のために必要な税システムの改修にかかる費用は幾らか。	税システムの改修につきましては、現在の試算ではおよそ500万円程度を見込んでいます。
14	都市計画税は、誰の、何のために使っていくものなのか。	都市計画税導入による都市基盤整備の目的としましては、市街化区域内の皆様の資産の利用価値及び利便性の向上を図り、今お住まいの方に引き続き住み続けていただくことと考えています。 また、それにより土地の流動化や近隣都市からの更なる流入につなげていくことを考えています。
15	都市計画税を導入した後、あま市としてどのように行政運営を行っていくつもりなのか。	都市計画税を導入した後の行政運営につきましては、市街化区域において残存する低未利用地の活用を積極化していきたいと考えています。 あま市にお住まいの市民の皆さまが、安全、安心に暮らしていただくために、下水道事業の雨水対策、汚水対策を優先的に進めていくことで、土地の流動化を図りたいと考えています。 現状として、市街化区域内の農地の割合につきましては、愛知県内の平均が3%になっているところ、あま市は10%以上となっています。 人口の維持及び増加を図るうえでは、市街化区域内の低未利用地が積極的に活用されていく流れを生み出していくことが重要です。

	質問等要旨	回答要旨
16	幾らの財源があるなかでどれだけの額が不足しているのか。 また、不足額に対する財源確保に向けた取組の内容が分かりづらいが、具体的にはどのようなになっているのか。	都市計画税導入後の事業スケジュールにつきましては、近年頻発していますゲリラ豪雨等による浸水被害を防ぐため、令和9年度より排水施設や雨水貯留施設の整備を新規に着手する予定です。 なお、昨年度、排水基本計画を石作・新居屋区、そして下萱津・中萱津・上萱津区で試算したところ、排水事業の総額は190億と算定されています。 既存の下水道（污水）事業につきましては、整備が未完了の甚目寺地区や七宝地区において事業の充実加速化を図りたいと考えています。 また、公園整備や街路整備につきましても整備を進めていきたいと考えています。 そのようななか、税率0.3%として都市計画税を御負担いただいた場合に見込まれる税収は、年間9億円程度となっていますので、事業の規模等を踏まえますと税率は上限の0.3%とすることが必要になると考えています。
17	都市計画税による増収分の約9億円の使途や計画については、広報等に掲載されるのか。	都市計画税は市街化区域内における都市計画事業等のための目的税であり、使途が限られています。 また、その使途につきましては予算関係の資料に明記をするように総務省から通知が出ていますので、議会及び市民の皆さまにしっかりお示しをする予定です。